

令和 7 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 2）

目 次

	頁
議案第 10 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 11 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	5
議案第 12 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例……………	7
議案第 13 号 堺市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例……………	15
議案第 14 号 堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例……………	19
議案第 15 号 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例……………	23
議案第 16 号 堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	25
議案第 17 号 堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	29
議案第 18 号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例……………	31
議案第 19 号 堺市イノベーション投資促進条例の一部を改正する条例……………	33
議案第 20 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例……………	39
議案第 21 号 堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例……………	43
議案第 22 号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……………	45
議案第 23 号 工事請負契約の締結について [斎場火葬炉制御装置取替工事]……………	47

議案第 24 号	包括外部監査契約の締結について……………	51
議案第 25 号	関西広域連合規約の変更に関する協議について……………	53
議案第 26 号	市道路線の認定について……………	57
報告第 1 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について……………	69
報告第 2 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について……………	73

令和7年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和7年2月13日

堺市長 永藤英機

- | | |
|----------|--|
| 議案第 10 号 | 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 11 号 | 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 12 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 |
| 議案第 13 号 | 堺市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例 |
| 議案第 14 号 | 堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 15 号 | 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 16 号 | 堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 17 号 | 堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 18 号 | 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 19 号 | 堺市イノベーション投資促進条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 20 号 | 堺市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 21 号 | 堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 22 号 | 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 23 号 | 工事請負契約の締結について |

- 議案第 24 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 25 号 関西広域連合規約の変更に関する協議について
- 議案第 26 号 市道路線の認定について
- 報告第 1 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 2 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項事務の欄中「堺市子宮がん検診」を「堺市子宮頸がん検診」に改め、同表の14の項を次のように改める。

14 削除	
-------	--

別表第2の12の項事務の欄中「堺市子宮がん検診」を「堺市子宮頸がん検診」に改め、同表の14の項を次のように改める。

14 削除		
-------	--	--

別表第2の58の項事務の欄中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等の一部改正及び個人番号を利用する事務の名称の変更等に伴い、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による特例給付に関する事務等に係る規定の削除、その他名称の変更等を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市榑・美木多駅前再編整備に係る公共施設用地活用事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市旧高倉台 西小学校跡地 活用事業者選 定委員会	旧高倉台西小学校跡地の活用 に係る事業者の選定について の審議及び審査に関する事務	10人以内	委嘱され、又 は任命された 日から事業者 が選定される 日まで
------------------------------------	---	-------	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

旧高倉台西小学校跡地の活用に係る事業者の選定についての審議等に関する事務を行うため、堺市旧高倉台西小学校跡地活用事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理等に関する条例

第1編 関係条例の一部改正

(行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第1条 行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(堺市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「含む」の次に「。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」を加え、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第6条の4第4項第1号中「自己都合退職者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し、同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第9項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

(堺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第4条 堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第5条 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(堺市屋外広告物条例の一部改正)

第6条 堺市屋外広告物条例(平成7年条例第38号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 雑則(第28条—第34条)」を

「第8章 雑則(第28条—第31条)」
に改める。

第9章 罰則(第32条—第37条)」

第6条第2項各号列記以外の部分中「うち、」の次に「第11条に規定する」を加え、「第11条第7号」を「同条第7号」に改め、同項第1号中「都市計画法」の次に「(昭和43年法律第100号)」を加える。

第11条第1号中「(昭和43年法律第100号)」を削り、「第一種低層住居専用地域」を「第1種低層住居専用地域」に改め、同条第2号中「第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域」を「第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域」に改める。

第33条及び第34条を削り、第32条の2を第37条とし、第32条を第36条とする。

第31条第5号中「又は質問」を「若しくは質問」に改め、同条を第35条とし、第30条の3を第34条とし、第30条の2を第33条とする。

第30条の前の見出しを削り、同条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条を第32条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第29条の次に次の2条及び章名を加える。

(適用上の注意)

第30条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

附則第2項中「第一種低層住居専用地域」を「第1種低層住居専用地域」に、「第二

種低層住居専用地域」を「第２種低層住居専用地域」に、「第一種中高層住居専用地域」を「第１種中高層住居専用地域」に、「第二種中高層住居専用地域」を「第２種中高層住居専用地域」に、「第一種住居専用地域」を「第１種住居専用地域」に、「第二種住居専用地域」を「第２種住居専用地域」に改める。

(堺市情報公開条例の一部改正)

第７条 堺市情報公開条例（平成１４年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第４１条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(堺市循環型社会形成推進条例の一部改正)

第８条 堺市循環型社会形成推進条例（平成１５年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第５５条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第５６条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(堺市障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第９条 堺市障害者扶養共済制度条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(堺市二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例の一部改正)

第１０条 堺市二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例（平成１８年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第６条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第１１条 堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成２０年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(堺市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第１２条 堺市行政不服審査法施行条例（平成２８年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１９条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(堺市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第１３条 堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項及び附則第9項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第14条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第15条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の堺市職員の給与に関する条例第23条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者

とみなす。

(堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の堺市職員退職手当支給条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第4項並びに堺市職員退職手当支給条例第16条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3章 その他

(経過措置の規則への委任)

第18条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中堺市職員退職手当支給条例第3条及び第6条の4の改正規定並びに第6条中堺市屋外広告物条例第6条、第11条及び附則第2項の改正規定 公布の日
- (2) 第3条中堺市職員退職手当支給条例附則第9項の改正規定 令和7年4月1日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理等に関する条例の制定につ いて

1 制定の趣旨及び内容

刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により、刑の種類について、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例について次の所要の改正その他関係法令の改正に伴う規定の整備等を行うため、本条例を制定するものであること。

(1) 次に掲げる条例の罰則又は人の資格に係る規定について、懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるもの

ア 行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年条例第9号）

イ 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）

ウ 堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）

エ 堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）

オ 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第21号）

カ 堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）

キ 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）

ク 堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）

ケ 堺市障害者扶養共済制度条例（平成17年条例第63号）

コ 堺市二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例（平成18年条例第63号）

サ 堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成20年条例第32号）

シ 堺市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第3号）

ス 堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第29号）

(2) (1)ウに掲げる条例について、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に伴う規定の整備を行うもの

(3) その他規定の整備を行うもの

2 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日から施行するものであること。ただし、1 (2) に係る改正規定は同年 4 月 1 日から、1 (3) に係る改正規定は公布の日から施行するものであること。

堺市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求 訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員等である個人を被告として提起された本市の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟に当該職員等が勝訴した場合において、当該訴訟の追行のために弁護士（弁護士法人を含む。以下同じ。）に対して支払った弁護士報酬に係る費用を本市が負担することにより、職員等が職務に精励できる環境を整備し、もって市政の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに該当する本市の職員又は当該職員であった者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員

イ 市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長その他市長が特に認める職員

(2) 損害賠償請求訴訟 職員等がその職務（本市の事務又は事業に係るものに限る。）を行うについて故意又は過失によって違法に他人（本市を除く。以下同じ。）に損害を与えたとして、当該他人が職員等を被告として提起した損害賠償の請求を目的とする訴訟をいう。

(弁護士費用の負担)

第3条 本市は、職員等が他人から損害賠償請求訴訟を提起された後、当該損害賠償請求訴訟について勝訴（一部勝訴を除く。）をしたことが確定し、当該職員等が弁護士に対して当該損害賠償請求訴訟の追行に係る報酬を支払った場合において、第1条の目的に照らして市長が必要と認めるときは、当該報酬に係る費用の額（保険給付その他の事由により当該職員等が負担を免れる場合にあっては、その免れる額を控除した額）の範囲内で相当と認められる額を負担することができる。

2 前項の規定による負担は、同項の職員等から申出があった場合において、当該職員等に補助金を交付することにより行う。

(補助金の交付の要否等)

第4条 市長は、前条第2項の規定により補助金を交付するか否か及び交付する場合における交付額を判断するに当たり必要があると認めるときは、弁護士（市長が適当と認める者に限る。）の意見を聴かなければならない。

(地方公営企業の特例)

第5条 損害賠償請求訴訟において損害の原因とされた行為が本市が経営する地方公営企業の事業に関するものである場合におけるこの条例の規定の適用については、この条例（第2条を除く。）中「市長」とあるのは「地方公営企業の管理者」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」とする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に提起される損害賠償請求訴訟について適用する。

堺市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求 訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例の制 定について

1 制定の趣旨及び内容

職員等である個人を被告として提起された本市の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟に当該職員等が勝訴した場合において、当該訴訟の追行のために弁護士に対して支払った弁護士報酬に係る費用を本市が負担することにより、職員等が職務に精励できる環境を整備し、もって市政の円滑な推進に資することを目的として、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 弁護士費用の負担に関する事項
- (2) 補助金の交付の要否等に関する事項
- (3) 地方公営企業の特例に関する事項

2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。

堺市美原B & G海洋センター条例の 一部を改正する条例

堺市美原B & G海洋センター条例（平成16年条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条、第21条関係）

1 体育館専用（団体）使用料

区分		単位	使用料
体育館	体育室	全日	13,820円
	会議室	全日	3,130円

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日等」という。）の使用料は、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、基本料金（休日等を使用する場合にあっては、前号の規定により算定した額。次号及び第5号において同じ。）の3倍以内において市長が定める額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の10倍以内、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の20倍以内において市長が定める額を徴収する。
- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。
- (5) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき基本料金（第1号から第3号までの規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては同号に定める額を基本料金に加算した額とする。）の2割以内において

市長が定める額を徴収する。

2 第1プール共用（個人）使用料

区分	単位	使用料
第1プール	1人・1回	250円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

堺市美原B & G海洋センター条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

堺市美原B & G海洋センターの附属施設である第1プールの改修に伴い、受益者負担の観点から、新たに当該プールの使用料について定めることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和7年7月1日から施行するものであること。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する 条例の一部を改正する条例

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（収集又は運搬の禁止等）

第16条の2 本市（本市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。）

以外の者は、一般廃棄物処理計画で定められた場所に排出された家庭廃棄物（缶、びんその他の規則で定めるものに限る。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して同項の家庭廃棄物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する 条例の一部改正について

1 改正の趣旨

本市における一般廃棄物の適正処理及び再利用の促進並びに安全安心な暮らしの確保に資するため、一部の家庭廃棄物に係る本市及び本市から委託を受けた者以外の者による収集又は運搬の禁止について明確にすることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和7年7月1日から施行するものであること。

堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「生活保護法第19条第4項に規定する」を削り、「実施機関」の次に「（生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。）」を加える。

第13条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第18条第2項中「又は機能」を「、又は機能」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者各人に個別支援計画を作成しなければならない。ただし、一時的又は臨時的な入所者であって、保護の実施機関が個別支援計画の作成を要しないと認めるものについては、この限りでない。

第22条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第23条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、一時的又は臨時的な入所者であって、保護の実施機関が個別支援計画の作成を要しないと認めるものについては、この限りでない。

第23条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第24条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

第27条第2項中「第1項各号」を「前項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条及び第22条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第23条第1項の規定により作成された

更生計画であつて、この条例の施行の日においてその計画の期間が終了していないものについては、当該計画の期間が終了するまでの間、この条例による改正後の第23条第1項の規定により作成された個別支援計画とみなす。

堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の一部改正に伴い、救護施設及び更生施設における職員の配置及び生活指導等に係る基準について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

(1) 救護施設及び更生施設において配置しなければならない職員について、栄養士を栄養士又は管理栄養士に改めるもの

(2) 生活指導等の基準について、次のとおり改正するもの

ア 救護施設においては、新たに、一時的又は臨時的な入所者を除き、入所者各人の意向を踏まえ、個別支援計画を作成しなければならない旨定めるもの

イ 更生施設においては、現行の更生計画を個別支援計画に改め、及び一時的又は臨時的な入所者については当該計画の作成を要しない旨定めるもの

(3) 規定の整備を行うもの

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、1(1)に係る改正規定は、令和7年4月1日から施行するものであること。

堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第1条中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加える。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（法第34条の16第1項の条例で定める基準）」を付し、同条中「規定する」の次に「家庭的保育事業等の」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第3条 法第34条の16第1項に規定する乳児等通園支援事業の条例で定める基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）の制定に伴い、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について定めることとし、府令に従い、又は府令を参酌して当該基準を制定するため、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

(堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年間」を「12年間」に改める。

(堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「基準省令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号。以下「基準告示」という。）の一部改正に伴い、堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 31 号）及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 28 年条例第 39 号）について、基準省令及び基準告示と同等の内容とする改正を行うものであること。

(1) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について、基準省令と同等の内容とするため、次のとおり改正するもの

ア 満 3 歳以上の園児に対する園外調理による食事の提供に係る基準として、栄養士による必要な配慮が行われることとしている要件を、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われることに改正するもの

イ 園児の区分に応じて置かなければならない員数に含まれる副園長又は教頭の資格要件に係る 10 年間の特例期間を、12 年間に延長するもの

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について、基準告示と同等の内容とするため、(1)アと同様の改正をするもの

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、1 (1)イに係る改正規定は、公布の日から施行するものであること。

堺市イノベーション投資促進条例の一部を 改正する条例

堺市イノベーション投資促進条例（令和2年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条第3号イ」を「次条第3号エ」に改める。

第2条第3号ア中「、固定資産」を「、家屋」に、「第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）である家屋（住家及び店舗を除く）」を「第341条第3号に規定する家屋（住家及び店舗を除く。）をいう」に、「同条第4号に規定する償却資産」を「償却資産（同条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）」に改め、同号イ中「固定資産である」及び「法第341条第4号に規定する」を削り、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 工業適地内において、企業が、家屋を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、若しくはその建替えを行い、又は償却資産を取得して、脱炭素エネルギー供給拠点の新設、拡張又は移転を行うこと。

ウ 工業適地内において、現に事業拠点（企業が事業の用に供するために設置する経済活動の場所的単位をいう。第6号において同じ。）を有する企業が、特定事業所等の新設、拡張又は移転を伴わずに、償却資産を取得して、当該事業拠点内において次のいずれかを行うこと（既存の償却資産の単なる更新又は買換えによるものを除く。）。

(7) 成長産業又は特定重要物資・技術に関する事業の用に供する施設（研究所並びに別表第3に定める事業の用に供する工場及び事務所（研究所等の附帯施設を含む。）に係るものに限る。）の新設又は拡張

(イ) 温室効果ガスの大幅な排出削減が見込まれる技術として規則で定めるものの導入

第2条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「が特定事業所等」の次に「及び脱炭素エネルギー供給事業（脱炭素エネルギー供給拠点におけるものに限る。以下同じ。）の用に供するために設置する家屋」を、「実施する事業」の次に「、脱炭素エネルギー供給事業、成長産業及び特定重要物資・技術に関

する事業並びに第3号ウ(イ)に規定する規則で定める技術の導入」を加え、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 脱炭素エネルギー供給拠点 脱炭素化に資するエネルギー又は燃料その他のエネルギー資源を周辺の事業拠点等に供給する事業（以下「脱炭素エネルギー供給事業」という。）を行う拠点であつて、受入設備、貯蔵設備、生産設備、加工設備、供給設備等の一連の施設の組合せにより構成されるものをいう。ただし、原子力発電所及び堺市市税条例（昭和41年条例第3号。以下「市税条例」という。）附則第3条の2第4項から第7項までの規定の適用を受ける特定再生可能エネルギー発電設備を除く。

第2条に次の1号を加える。

(12) 特定重要物資・技術 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第7条に規定する特定重要物資及び同法第61条に規定する特定重要技術であつて規則で定めるものをいう。

第3条第1項第1号中「第2条第3号ア」の次に「からウまで」を加え、同項第2号中「第2条第3号イ」を「第2条第3号エ」に改め、「もの」の次に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 第2条第3号エに規定する企業立地のうち第8条第3項第1号（ウを除く。）又は第2号に規定する家屋又は償却資産に係るものを行おうとする企業で、その投下固定資産額が200,000,000円以上（本社又は研究所を新設し、拡張し、又は市外から市内に移転する場合にあっては、100,000,000円以上）であるもの
第3条第2項第2号中「固定資産」の次に「（法第341条第1号に規定する固定資産をいう。）」を加え、同条第3項第4号中「成長産業に係る」を「脱炭素エネルギー供給事業、成長産業若しくは特定重要物資・技術に関する事業、前条第3号ウ(イ)に規定する規則で定める技術の導入又は第8条第3項第1号エに規定する事業に係る」に、「が成長産業」を「がそれぞれ当該事業等」に改める。

第4条第1項中「認定企業は」の次に「、不均一課税措置が終了するまでの間において」を加え、「を変更しよう」を「の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしよう」に改め、同条第2項中「及び第4項」を削り、同条に次の1項を加える。

3 認定企業は、不均一課税措置が終了するまでの間において、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第5条中「認定企業の事業」を「認定事業」に改める。

第8条第1項中「償却資産で」を「償却資産であつて」に、「堺市市税条例（昭和41

年条例第3号。以下「市税条例」という。)」を「市税条例」に改め、同条第2項中「特定事業所等」の次に「及び脱炭素エネルギー供給事業の用に供する家屋」を加え、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する家屋又は償却資産 3分の1

ア 本社所在地が市外である企業が、工業適地にあつては成長産業又は特定重要物資・技術に関する事業の、別表第2に定める都心地域（以下単に「都心地域」という。）にあつては成長産業に関する事業の用に供する特定事業所等の取得、新築、増築、賃借又は建替え（以下これらを「整備」という。）を行った上で、当該特定事業所等にその本社を移転する場合における当該本社に係る家屋又は償却資産

イ 工業適地にあつては成長産業又は特定重要物資・技術に関する研究所の、都心地域にあつては成長産業に関する研究所の整備を行う場合における当該研究所の用に供する家屋又は償却資産

ウ 脱炭素エネルギー供給事業の用に供する家屋又は償却資産

エ 別表第2に定める中百舌鳥地域（以下単に「中百舌鳥地域」という。）において、中小企業の経営支援を行う団体であつて規則で定めるものと連携して規則で定める事業を行う場合における当該事業の用に供する家屋又は償却資産

オ 別表第2に定める泉ヶ丘地域（以下単に「泉ヶ丘地域」という。）内に投資を促進する成長産業として規則で定める事業の用に供する家屋又は償却資産

第8条第3項第2号中「第3条第1項第2号に該当する企業が、」及び「別表第2に定める」を削り、「特定事業所等」を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又はその建替えを行う場合」を「家屋又は償却資産」に改め、同項第3号中「前2号以外の場合」を「前3号以外の家屋又は償却資産」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第2条第3号ウに規定する企業立地により取得した償却資産 3分の2

第8条第4項中「特定事業所等」の次に「又は脱炭素エネルギー供給事業の用に供する家屋」を加える。

第10条第1項第3号中「認定事業の長期にわたる休止若しくは廃止」を「不均一課税措置が終了するまでの間において、認定事業が長期にわたり休止され、若しくは廃止されたとき」に改める。

第11条中「市長は」の次に「、前項の規定による報告のほか」を加え、「、規則で定めるところにより」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え

る。

認定企業は、認定事業を開始した日の属する事業年度から不均一課税措置の適用期間が終了する日の属する事業年度までの間、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、認定事業の運営状況について市長に報告しなければならない。

第12条中「との調和」を「と経済の好循環」に改める。

附則第5項中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

附則第6項中「を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又はその建替えを行った」を「の整備若しくは脱炭素エネルギー供給拠点の新設、拡張若しくは移転を行い、又は償却資産を取得した」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年3月31日までにこの条例による改正前の第3条第1項に規定する企業立地計画に係る認定の申請を行った企業については、なお従前の例による。

堺市イノベーション投資促進条例の一部改正 について

1 改正の趣旨

本市の産業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として、本市における雇用機会及び事業機会の拡大並びに税源涵養をより一層図るため、本条例の有効期限を延長し、並びに社会情勢、市場動向及び本市の産業面の課題等を踏まえ、本市の工業適地及び都市拠点に誘導する企業投資に係る市税の不均一課税措置の対象等について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第1号中「730,000円」を「814,000円」に改め、同項第3号ア中「478,000円」を「523,000円」に改め、同号イ中「518,000円」を「566,000円」に改め、同項第4号中「430,000円」を「470,000円」に改め、同項第5号及び第7号中「21,000円」を「24,000円」に改め、同項第8号中「18,000円」を「21,000円」に改め、同項第9号及び第10号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第11号中「12,000円」を「14,000円」に改め、同項第60号中「730,000円」を「814,000円」に改め、同項第61号中「365,000円」を「407,000円」に改め、同項第62号中「730,000円」を「814,000円」に改め、同項第63号中「365,000円」を「407,000円」に改め、同項第69号中「584,000円」を「651,000円」に改め、同条第2項中「（平成27年法律第53号）」を削り、「特定建築行為に係る建築物で、同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないもの」を「要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為」に、「前項第3号」を「第1項第3号」に、「額に、428,100円」を「額に、815,200円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する要確認特定建築行為であって建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するもの又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為であって同令第2条第1項第1号に該当するものに係る前項第1号の規定の適用については、同号中「額」とあるのは、「額に、982,600円以内において規則で定める額を加算した額」とする。

第34条第2号中「730,000円」を「814,000円」に改め、同条第4号中「21,000円」を「24,000円」に改める。

第34条の3第1号中「3,290,900円」を「3,342,600円」に改め、

同条第2号中「730,000円」を「814,000円」に改め、同条第4号中「21,000円」を「24,000円」に改め、同条第5号中「1,647,700円」を「1,672,700円」に改め、同条第6号中「1,240,000円」を「3,342,600円」に改め、同条第7号中「620,600円」を「1,672,700円」に改める。

第34条の5第1号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第12条第2項後段」を「第11条第2項」に、「第13条第3項後段」を「第12条第3項」に、「1,237,700円」を「3,337,900円」に改め、同条第2号中「第12条第2項後段」を「第11条第2項」に、「第13条第3項後段」を「第12条第3項」に、「619,500円」を「1,670,400円」に改め、同条第3号中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に、「619,500円」を「1,670,400円」に改め、同条第4号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「3,286,300円」を「3,337,900円」に改め、同条第5号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「730,000円」を「814,000円」に改め、同条第6号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条第7号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「21,000円」を「24,000円」に改め、同条第8号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「1,645,400円」を「1,670,400円」に改め、同条第9号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「1,237,700円」を「3,337,900円」に改め、同条第10号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「619,500円」を「1,670,400円」に改め、同条第11号を削る。

第40条第1項第10号中「第34条第1項、第36条第1項又は第41条第1項」を「第29条第1項又は第31条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正により、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲が拡大されることに伴い、建築確認審査に関する事務に係る手数料を定め、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の額の見直し等を行うこととし、所要の改正等を行うものであること。
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、同法の規定に基づく建築確認審査及び検査の項目が増加している現状等を踏まえ、受益者負担の観点から手数料の額の見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例

堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成20年条例第33号）の一部
を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表中

「		「																						
を		に改める。																						
<table><tr><th>3 0 年 上</th></tr><tr><td>9 7 9</td></tr><tr><td>9 0 9</td></tr><tr><td>8 4 9</td></tr><tr><td>8 0 9</td></tr><tr><td>7 3 4</td></tr><tr><td>6 8 9</td></tr></table>		3 0 年 上	9 7 9	9 0 9	8 4 9	8 0 9	7 3 4	6 8 9	<table><tr><th>3 0 年 上</th><th>3 5 年 上</th></tr><tr><td>9 7 9</td><td>1, 0 7 9</td></tr><tr><td>9 0 9</td><td>1, 0 0 9</td></tr><tr><td>8 4 9</td><td>9 4 9</td></tr><tr><td>8 0 9</td><td>9 0 9</td></tr><tr><td>7 3 4</td><td>8 3 4</td></tr><tr><td>6 8 9</td><td>7 8 9</td></tr></table>		3 0 年 上	3 5 年 上	9 7 9	1, 0 7 9	9 0 9	1, 0 0 9	8 4 9	9 4 9	8 0 9	9 0 9	7 3 4	8 3 4	6 8 9	7 8 9
3 0 年 上																								
9 7 9																								
9 0 9																								
8 4 9																								
8 0 9																								
7 3 4																								
6 8 9																								
3 0 年 上	3 5 年 上																							
9 7 9	1, 0 7 9																							
9 0 9	1, 0 0 9																							
8 4 9	9 4 9																							
8 0 9	9 0 9																							
7 3 4	8 3 4																							
6 8 9	7 8 9																							
」		」																						

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤の消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤の消防団員については、なお従前の例による。

堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 34 号）の一部改正を踏まえ、本市の非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の支給額について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）の一部改正により、刑の種類について、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、1 (2)に係る改正規定は、同年 6 月 1 日から施行するものであること。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第24条第2項中「13,000円」を「8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する特例）

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第10条第1項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

社会及び公務の変化に応じた給与制度の整備を目的とする人事委員会勧告を踏まえ、以下のとおり、地域手当の支給割合を改定し、及び義務教育等教員特別手当の月額の見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

- (1) 地域手当の支給割合を100分の12に引き上げるもの
- (2) 義務教育等教員特別手当の上限額を月額8,000円に引き下げるもの

2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。

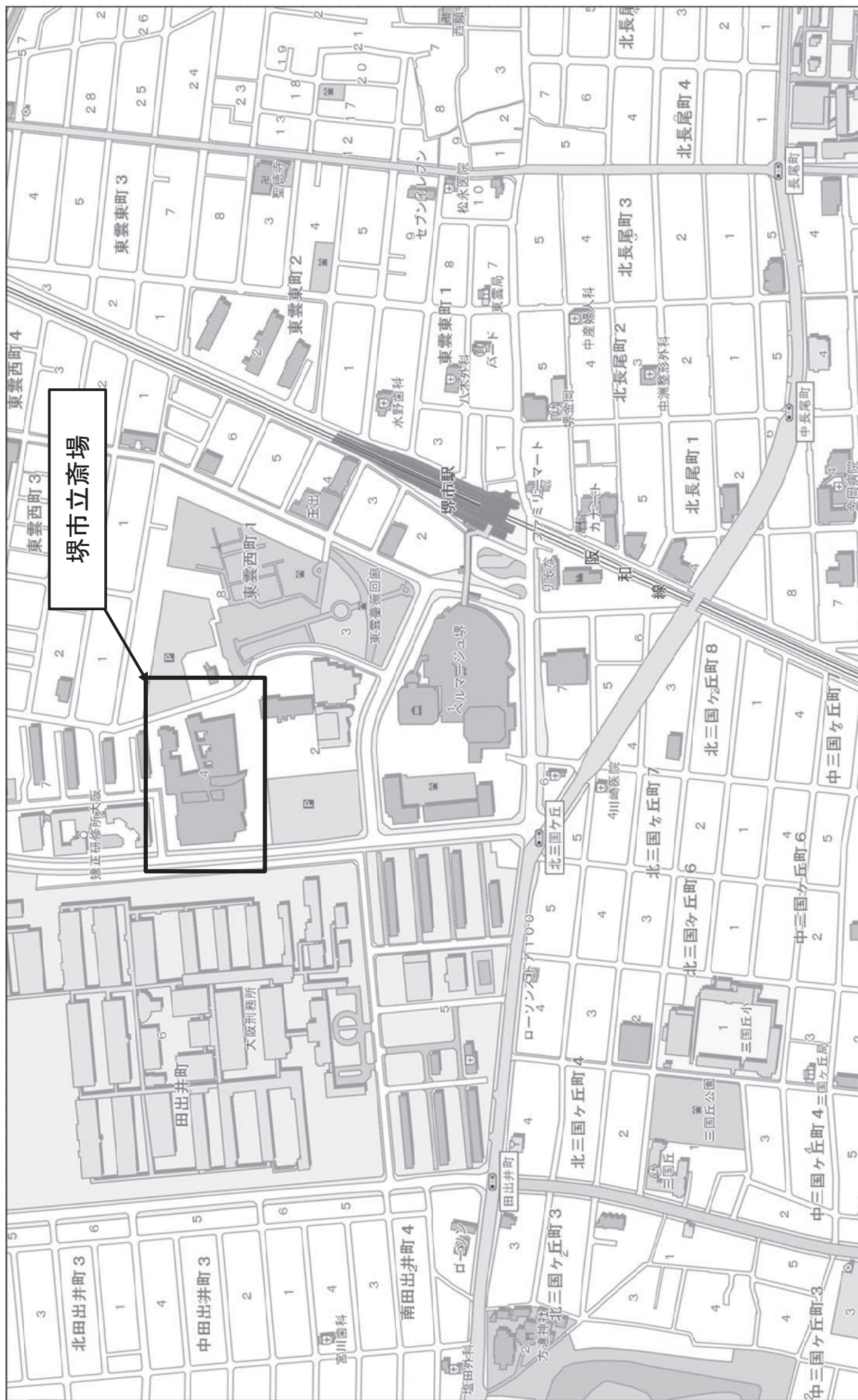
工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

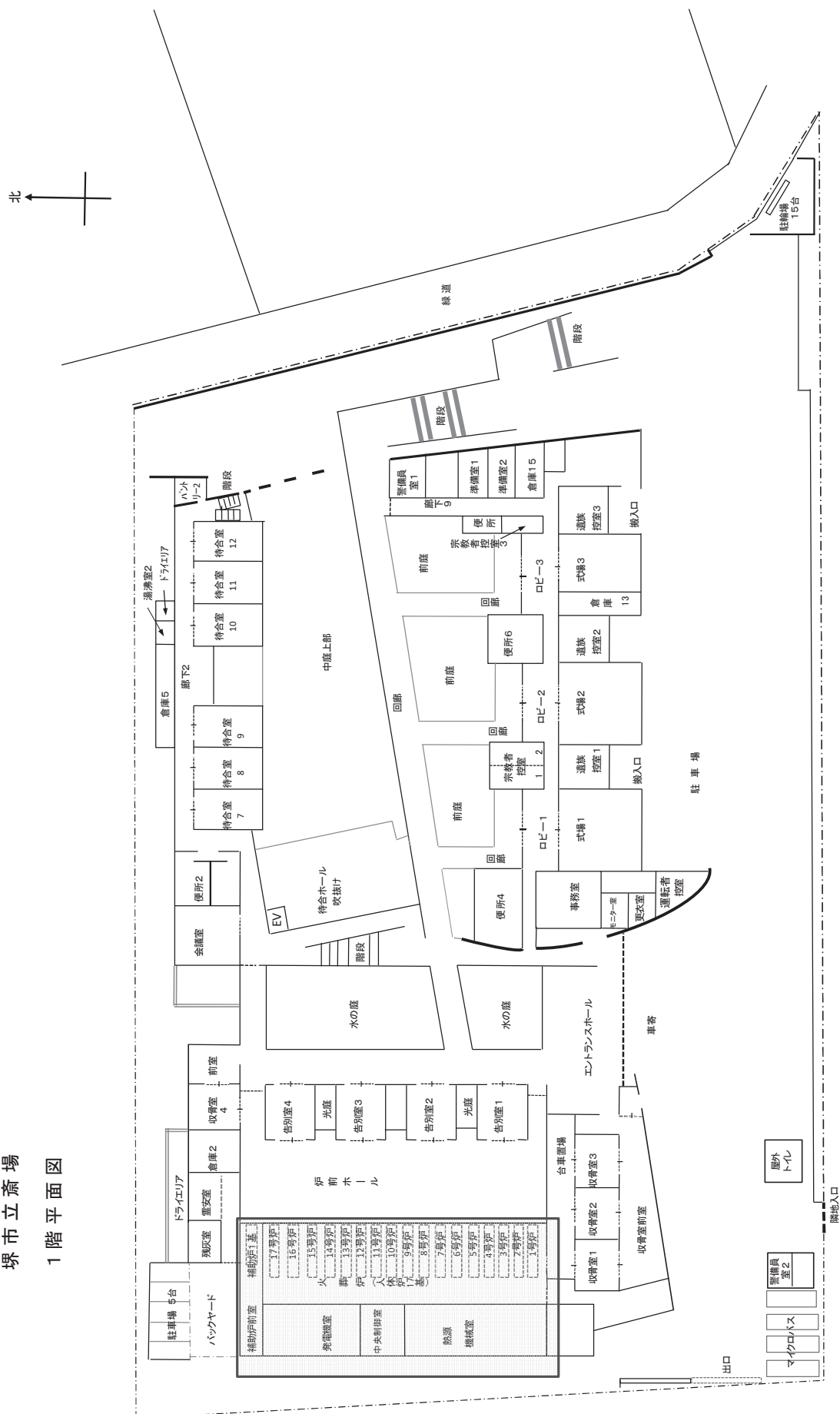
- 1 契約の目的 斎場火葬炉制御装置取替工事
- 2 工事概要 制御装置取替
火葬炉 18基
PLC（制御装置）取替 一式
- 3 契約の相手方 福岡県福岡市博多区東公園6番21号
太陽築炉工業株式会社
代表取締役社長 江口 正司
- 4 契約金額 348,810,000 円
うち取引に係る消費税額等 31,710,000 円
- 5 仮契約の日 令和7年1月21日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和 11 年 3 月 31 日まで



図面 1階平面



包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

- 1 契 約 の 目 的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契 約 の 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 契 約 の 金 額 13,000,000 円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払
- 5 契約の相手方 ****
公認会計士 後藤 英之

[根 拠]

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

関西広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、関西広域連合規約の変更について、別紙規約案をもって、関係府県市と協議する。

[根 拠]

地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

関西広域連合規約の一部を改正する規約案

関西広域連合規約（平成22年12月 1 日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「 1 人」を「 3 人以内」に改め、同条第 2 項に後段として次のように加える。

この場合において、副広域連合長が 2 人以上あるときは、あらかじめ広域連合長が定めた順序で、その職務を代理する。

第15条第 5 項中「副委員長」の右に「 1 人」を、「副広域連合長」の右に「（副広域連合長が 2 人以上ある場合にあつては、広域連合長が指定する副広域連合長）」を加える。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

関西広域連合規約の変更に関する協議について

1 変更の趣旨

大阪・関西万博の開催を契機に関西の更なる飛躍への期待が高まる中、関西広域連合は設立から15年目を迎える。これを機に、万博のレガシーの創出及び継承による関西各地域の発展、広域防災をはじめとする広域事務を担う力と府県・政令市が協働する力の向上をめざし、関西広域連合の体制を強化するため、関西広域連合規約中の関係部分の改正（副広域連合長の定数の変更等）を行うものであること。

2 施行期日

総務大臣の許可があった日から施行するものであること。

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
㇔981	東山 6 8 号線	中区東山 1 8 3 番 5 地先 中区東山 1 8 3 番 5 地先		開発に伴う寄付
㇔744	大饗 4 7 号線	美原区大饗 1 9 1 番 2 7 地先 美原区大饗 1 7 3 番 2 地先		〃
㇔292	土塔 2 1 5 号線	中区土塔町 2 1 5 7 番 7 2 地先 中区土塔町 2 1 5 7 番 6 8 地先		都市計画法第 3 9 条による 帰属
㇔362	草尾 9 7 号線	東区草尾 3 3 0 番 8 地先 東区草尾 3 3 1 番 9 地先		〃
㇔286	西野 7 7 号線	東区西野 1 8 2 番 1 6 地先 東区西野 1 8 2 番 1 0 地先		〃
㇔602	上 8 8 号線	西区上 6 1 0 番 7 地先 西区上 6 0 9 番 2 8 地先		〃
㇔1072	浜寺南 4 7 号線	西区浜寺南町 2 丁 3 7 6 番 7 地先 西区浜寺南町 2 丁 3 7 6 番 1 5 地先		〃
㇔1073	浜寺船尾東 1 0 号線	西区浜寺船尾町東 3 丁 3 8 4 番 1 4 地先 西区浜寺船尾町東 3 丁 3 8 4 番 1 0 地先		〃
㇔609	多治井 7 6 号線	美原区多治井 3 5 6 番 6 地先 美原区多治井 3 5 6 番 6 地先		〃

市道認定路線図

整理番号 㐂981

東山68号線

183-5

183-5

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 才744

大饗47号線

191-27

173-2

凡
例

認定道路

市道認定路線図

41-13

整理番号 ト292

土塔215号線

2157-72

2157-68

凡
例



認定道路

市道認定路線図

50-08

整理番号 7362

草尾97号線

330-8

331-9

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 二286

50-20

西野77号線

182-16

182-10

凡
例

→ 認定道路

市道認定路線図

47-07

整理番号 加602

上88号線

610-7

609-28

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1072

浜寺南47号線

376-7

376-15

凡
例



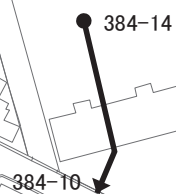
認定道路

市道認定路線図

32-07

整理番号 ハ1073

浜寺船尾東10号線



凡
例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 4609

多治井76号線

356-6
356-6

凡
例



認定道路

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和7年1月23日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

学校事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 1,563,000 円

- 2 損害賠償の相手方 堺市北区*****

(親権者)

損害賠償の額の決定について

令和3年12月15日(水)午後4時ごろ、堺市北区百舌鳥西之町1丁75番地堺市立陵南中学校グラウンドにおける野球部活動中において、顧問は活動中の安全確保に十分配慮する必要があったが、顧問不在時に、加害生徒がボールを集める籠に向かってボールを打つために振ったバットが相手方の右頬から鼻にかけて当たり、右頬と鼻骨を骨折した。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金1,563,000円で合意に至ったもの。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第 1 項による専決処分

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
2	7. 1. 9	6, 192	堺市堺区** ***** 堺市営***** *****	* * * * *	令和 6 年 9 月 30 日 (月) 午前 10 時 15 分ごろ、堺市 堺区***** 堺市営***** ***内において床下給 水管の老朽化に起因する 漏水が判明したため、相手 方が支払った漏水相当分 の水道料金を負担するも の。

(開発調整部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
7	7. 1. 16	60, 500	埼玉県本庄市西 富田 762-1	ケイアイスター 不動産株式会社 代 表 取 締 役 塙 圭 二	令和 6 年 5 月 1 日 (水) 午前 11 時ごろ、堺市中区 福田 405 番 11 号に設置さ れた相手方ブロック塀に、 宅地安全課職員の運転す る本市車両が接触し、損傷 させたもの。

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
6	7. 1. 16	644, 062	和泉市伏屋町 5 丁目 7-10	大 阪 広 域 水 道 企 業 団 体 南 部 水 道 事 業 所 所 長 田 村 武 志	令和 6 年 7 月 2 日 (火) 午後 11 時 30 分ごろ、堺市 南区晴美台 1 丁 37-2 泉ヶ 丘緑地において、樹木が根 元の腐食により倒木し、隣 接する相手方の外周フェ ンスを損傷させたもの。
3	7. 1. 9	13, 200	堺市南区**** *****	*****	令和 6 年 7 月 12 日 (金) 午前 9 時ごろ、堺市南区* *****泉北 地区一括引継財産におい て、根元の腐食により倒木 した樹木が隣接する相手 方の住宅に寄り掛かった ことにより相手方が実施 した住宅の損傷調査につ いて、その費用を負担する もの。

(堺保健福祉総合センター)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
91	6. 12. 20	72, 952	堺市西区鳳北町 4 丁 221-1	N P O 法 人 放課後クラブホップ 代 表 者 佐 々 木 信 子	令和 6 年 7 月 25 日 (木) 午後 1 時 25 分ごろ、堺市 西区鳳北町 4 丁 221-1 に おいて、地域福祉課職員 が本市車両を駐車させる 際、隣に駐車していた相 手方車両に接触し、損傷 させたもの。

(教職員人事部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
8	7. 1. 20	9, 206	滋賀県大津市＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊	市教職員である相手方に対し、令和４年３月２８日付けで教育委員会が行った減給処分について、相手方は同年６月２１日付けで堺市人事委員会へ処分の取消しを求めて審査請求を行い、審査の結果、令和６年９月１８日付けで戒告へと処分を変更する裁決が出された。これに伴い、遡及して支払うこととなった給与に係る遅延損害金を支払うもの。

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
4	7. 1. 15	529, 690	河内長野市＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊	＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊	令和６年１１月６日(水)午後５時ごろ、学校施設課職員の運転する本市車両が府道大阪高石線を走行中、堺市西区神野町３丁６-６地先において、停止中の相手方車両に追突し、損傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
9	7.1.21	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 215,225 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * *
10	7.1.21	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し及び 住宅使用料相当損害 金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	亡 * * * * * 相 続 人
11	7.1.21	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅及び駐車場の 明渡し並びに住宅使 用料 700,700 円及び 住宅使用料相当損害 金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * *

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 215,225 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 215,225 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和 6 年 4 月 28 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅及び駐車場の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 700,700 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 700,700 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
12	7. 1. 21	訴えの提起について	堺市中区***** *****堺市営* ***** の住宅及び駐車場の 明渡し並びに住宅使 用料 439, 000 円及び 住宅使用料相当損害 金	堺市中区*** ***** 堺市営***** *****	* * * * *
13	7. 1. 21	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅（店舗）明渡 し並びに住宅使用料 128, 000 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市中区*** *****	* * * * *
14	7. 1. 21	訴えの提起について	堺市中区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し及び 住宅使用料相当損害 金	堺市中区*** ***** 堺市営***** *****	亡 * * * * * 相 続 人
15	7. 1. 21	訴えの提起について	堺市中区***** *****堺市営* ***** の住宅及び駐車場の 明渡し並びに住宅使 用料 321, 600 円及び 住宅使用料相当損害 金	堺市中区*** ***** 堺市営***** *****	* * * * *

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市中区*****堺市営*****の住宅及び駐車場の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 439,000 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市中区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 439,000 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅（店舗）の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 128,000 円及び使用承認取消し日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の住宅（店舗）使用名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅（店舗）の使用承認を取り消し、同住宅（店舗）の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 128,000 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市中区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市中区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和 6 年 2 月 18 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市中区*****堺市営*****の住宅及び駐車場の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 321,600 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市中区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 321,600 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

3 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
1	7.1.7	大浜高層建替 住宅建設工事	堺市堺区永 代町5丁1番 10号	木 綿 麻 ・ 源 建設工事共同企業体 代 表 構 成 員 株 式 会 社 木 綿 麻 建 設 代 表 取 締 役 中 東 栄 他 の 構 成 員 株 式 会 社 源 建 設 工 業 代 表 取 締 役 中 東 陽 子	変更前 1,175,985,074 円 (消費税額等 106,907,734 円) 変更後 1,201,528,174 円 (消費税額等 109,229,834 円)

(道路部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
5	7.1.16	上神谷高架橋 (P9-A2 工 区)耐震対策 ほか工事	堺市堺区甲 斐町東4丁2 番20号	五 大 ・ 成 世 建設工事共同企業体 代 表 構 成 員 株 式 会 社 五 大 コーポレーション 代 表 取 締 役 丸 橋 宣 夫 他 の 構 成 員 成世建設株式会社 代 表 取 締 役 出 雲 康 雄	変更前 394,900,000 円 (消費税額等 35,900,000 円) 変更後 430,733,600 円 (消費税額等 39,157,600 円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
25,543,100 円 （消費税額等 2,322,100 円）	発生土処分施設変更等による増額。	住棟、ごみ置場及び屋外附帯における掘削土から有害物質が検出されたことから、発生土について、特定処理施設での処分が必要となったため、増額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。

変更額（増）	変更する内容	変更理由
35,833,600 円 （消費税額等 3,257,600 円）	薬剤の注入工事の追加等による増額。	当初、従来工事と同様に河川や道路に面する範囲に地盤を固める薬剤を注入した上で、掘削しながら土留め設置工事を進めていた。 しかしながら、掘削を進める中で薬剤を注入していなかった、河川や道路に面していない部分の地盤が沈下したことから、安全に掘削するためには、当該部分への薬剤の注入工事を追加する必要性が生じたため、増額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
16	7. 1. 23	津久野小学校 体育館長寿命 化改修ほか工 事（その2）	堺 市 中 区 土 師 町 3 丁 32 番 55 号	株 式 会 社 山 口 工 務 店 代 表 取 締 役 山 口 光 男	変更前 423, 618, 085 円 （消費税額等 38, 510, 735 円） 変更後 432, 701, 885 円 （消費税額等 39, 336, 535 円）
18	7. 1. 23	鳳中学校体育 館改築工事	堺 市 北 区 新 金 岡 町 5 丁 6 番 503 号	株 式 会 社 橋 爪 工 務 店 代 表 取 締 役 新 後 修	変更前 835, 780, 000 円 （消費税額等 75, 980, 000 円） 変更後 902, 221, 826 円 （消費税額等 82, 020, 166 円）

変更額（増）	変更する内容	変更理由
9,083,800 円 （消費税額等 825,800 円）	外壁改修施工数量の増減等による増額。	設計時に、目視による現況調査を行い、設計数量を決定したが、工事着手後、仮設足場から施工数量調査を行ったところ、当初確認できなかった劣化箇所が判明した。このため、ひび割れ部等の施工数量において、当初の想定から増減が発生した結果、増額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。
66,441,826 円 （消費税額等 6,040,166 円）	地中障害の影響等による費用の増額及び工期延長 工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額。	現場において地盤の掘削を行ったところ、改良材で固化された地盤が、当初の想定範囲とは異なる建設予定地全体で確認された。これに伴い、本工事に支障となる範囲の掘削、改良地盤の破碎及び埋戻しを行う必要が生じたため、増額となる。また、本作業の発生に伴い、工期の延長を行う。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。 また、国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため増額となる。 以上のことから、増額変更及び工期の延長を行うものである。

**令和 7 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 2）**

令和 7 年 2 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号 1-B2-24-0032
